⑵　地方公共団体出資の機会費用は、資本金のうち地方公共団体出資金の合計額に「第79　運営費交付金の会計処理」、「第80　施設費の会計処理」及び「第81　補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第87　特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る損益外減価償却累計額を除く。）及び損益外減損損失累計額並びに「第91　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却累計額及び損益外利息費用累計額を控除した地方公共団体出資の純額に一定の利率を乗じて計算する。一定利率については、国債の利回り等を参考にしつつ、簡明な数値を用いることとし、その計算方法を注記する。

［⑶　略］

第77　附属明細書

地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注49)

⑴　固定資産の取得及び処分、減価償却費（「第87　特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細

［⑵～㉒　略］

［＜注49＞　略］

第79　運営費交付金の会計処理

［１・２　略］

３　運営費交付金債務は、次の中期目標の期間に繰り越すことはできず、中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない。なお、申請等関係事務処理法人は、毎事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えることとする。

４　地方独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金又は授業料）に対応する額については、次のように処理するものとする。

⑴　取得固定資産等が運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金又は当該年度に係る授業料）により支出されたと合理的に特定できる場合においては、

ア　当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画等の想定の範囲内であるときに限り、その金額を運営費交付金債務（公立大学法人については、運営費交付金債務又は授業料債務）から資本剰余金に振り替える。

［イ　略］

［⑵　略］

＜注55＞運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金等）の会計処理について

［１　略］

２　運営費交付金の収益化については、具体的には以下のような考え方によるものとする。

⑴　中期計画等及びこれを具体化する年度計画等において、一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務の収益化を進行させることができる。例えば、一定のプロジェクトの実施（未了のプロジェクトについて投入費用に対応して業務の達成度を測定する方法を含む。）や退職一時金の支払について、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。

［⑵～⑸　略］

⑵　地方公共団体出資の機会費用は、資本金のうち地方公共団体出資金の合計額に「第79　運営費交付金の会計処理」、「第80　施設費の会計処理」及び「第81　補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第85　特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る損益外減価償却累計額を除く。）及び損益外減損損失累計額並びに「第89　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却累計額及び損益外利息費用累計額を控除した地方公共団体出資の純額に一定の利率を乗じて計算する。一定利率については、国債の利回り等を参考にしつつ、簡明な数値を用いることとし、その計算方法を注記する。

［⑶　同左］

第77　附属明細書

地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注49)

⑴　固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第85　特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第89　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細

［⑵～㉒　同左］

［＜注49＞　同左］

第79　運営費交付金の会計処理

［１・２　同左］

３　運営費交付金債務は、次の中期目標の期間に繰り越すことはできず、中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない。

４　地方独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金又は授業料）に対応する額については、次のように処理するものとする。

⑴　取得固定資産等が運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金又は当該年度に係る授業料）により支出されたと合理的に特定できる場合においては、

ア　当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画の想定の範囲内であるときに限り、その金額を運営費交付金債務（公立大学法人については、運営費交付金債務又は授業料債務）から資本剰余金に振り替える。

［イ　同左］

［⑵　同左］

＜注55＞運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金等）の会計処理について

［１　同左］

２　運営費交付金の収益化については、具体的には以下のような考え方によるものとする。

⑴　中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務の収益化を進行させることができる。例えば、一定のプロジェクトの実施（未了のプロジェクトについて投入費用に対応して業務の達成度を測定する方法を含む。）や退職一時金の支払について、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。

［⑵～⑸　同左］